相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市渡津町八八番地、最後の住所島根県江津市渡津町三一九番地一
　被相続人　亡　西谷　語
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　島根県江津市都野津町一八九一番地　木原司法書士事務所
　相続財産管理人　司法書士　木原　聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡神島内村大字横島一一〇六番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　今井文五郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　事務所岡山県笠岡市十一番町七番地四
　相続財産管理人　司法書士　水田　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡神島内村大字横島一一八一番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　藤井亀五郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　事務所岡山県笠岡市十一番町七番地四
　相続財産管理人　司法書士　水田　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市久手町刺鹿六〇六番地七〇、最後の住所広島県三次市粟屋町三〇一〇番地五
　被相続人　亡　生越　一夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　広島県三次市十日市南七丁目三番三〇号
　相続財産管理人　香川　恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市南沖洲三丁目一一番、最後の住所徳島県徳島市南沖洲三丁目一一番四〇―三〇三号
　被相続人　亡　金澤　靖
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　徳島県徳島市中徳島町二丁目一九番地
　相続財産管理人　弁護士　藤澤　和裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県浦和市仲町四丁目一一九番地二、最後の住所長崎県平戸市大久保町三三六番地一八〇二
　被相続人　亡　後藤憲二郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　長崎県平戸市築地町五一〇番地　法テラス平戸法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　岩谷　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡山田町大字山田一〇四五七番地二、最後の住所宮崎県都城市志比田町三七八二番地
　被相続人　亡　瀬戸口　透
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　宮崎県都城市八幡町一三街区四号
　相続財産管理人　司法書士　坂下　暢啓

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営の為無縁墳墓等について改葬することとなりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者、無縁墳墓等に関し権利を有する方は本公告掲載翌日から1年以内にお申し出下さい。尚、期日迄にお申し出のない場合は無縁仏として改葬することとなりますのでご了承下さい。
平成二十五年一月三十日
一、墳墓等所在地　東京都台東区谷中一丁目七番三六号
一、墳墓等の名称　延壽寺墓地内
　岩佐家、須藤家、長谷川家、稲垣家、西村家、掛川家、長澤家
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　東京都台東区谷中一丁目七番三六号　宗教法人延壽寺　代表役員
　竹内　煌雲

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成25年1月30日
記
[掲載順序]
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ジー・エイチ・プロパティーズ有限会社　②東京都知事(2)86868　③取締役　森田威　④東京都千代田区永田町二丁目11番1号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区永田町二丁目11番1号　ジー・エイチ・プロパティーズ有限会社　取締役　森田威

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(12)1370　③代表取締役　中井加明三　④東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市千種区池下1丁目5―14　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番2号　野村不動産株式会社　代表取締役　中井加明三

①生和不動産株式会社　②大阪府知事(1)56398　③代表取締役　黒田英之　④大阪府東大阪市長田東3丁目1番17号　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府八尾市東本町3丁目9番36号102号　生和不動産株式会社八尾店　代表取締役　黒田英之

①株式会社太陽コミュニティー　②大阪府知事(1)55704　③代表取締役　坂井正司　④大阪市西区九条2丁目14番16―305号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市西区九条2丁目14番16―305号　株式会社太陽コミュニティー　代表取締役　坂井正司

債権申出の公告（第二回）

当社規約型企業年金は、平成二十五年一月一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十五年一月三十日
　東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
　株式会社チヨダ
　規約型確定給付企業年金清算人
　今田　至